

(水道本管工事希望業者用)

令和 8 年度水道本管工事施工能力審査申請書提出要領

八戸圏域水道企業団が発注する水道本管工事（建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する水道施設工事のうち導水管、送水管又は配水管を布設する工事その他付帯の工事をいう。以下同じ。）に係る施工能力審査申請を次のとおり受付します。

- 1 受付期間 令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
- 2 提出方法 原則、郵送（宅配便等含む）とします。（受付期間末日消印有効）
受付時間内に直接持参いただくことも可能ですが、受領のみとなり、審査後に確認事項がある場合は後日連絡をします。審査結果については、令和 8 年 5 月 31 日までに不受理等の連絡がない場合に資格者名簿登載となり、同年 6 月 1 日付けで当企業団ホームページで公表します。
※申請書を受け取った場合に受領書を発送します。受領書の郵送を希望する場合は、宛名を明記し 110 円切手を貼付した定型サイズの返信用封筒を同封してください。
なお、申請期間中は多くの方が申請書類を提出されるため、受領書の発送までに時間がかかる場合があります。
申請書及び添付書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
- 3 受付時間 午前 8 時 30 分から正午まで 及び 午後 1 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- 4 有効期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで（1 年間）
- 5 申請者の要件
水道本管工事に係る資格審査及び施工能力審査を受けようとする方は、次のいずれかに該当する場合は、審査を受けることができません。
 - (1) 当企業団の令和 8・9 年度建設工事競争入札参加資格審査申請書を受理されていない者
 - (2) 当企業団の建設工事競争入札参加資格審査申請書において、水道施設工事を希望していない者
 - (3) 八戸市・おいらせ町・六戸町、三戸郡の各町村いずれかに本店を有していない者
 - (4) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書で水道施設の完成工事高を有していない者
 - (5) 必要な資格者（給水装置工事主任技術者・給水装置工事配管技能者・配水管技能者[耐震継手以上]）をそれぞれ 1 名以上常時雇用していない者

6 提出書類

申請書類の様式は、当企業団ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

- (1) 水道本管工事施工能力審査申請書及び有資格者一覧表・・・八戸圏域水道企業団独自様式
- (2) 有資格確認のため、免許または技能修了証等の写しを提出してください。

特に有効期限が記されているものについては必ず提出してください。

なお、有効期限が切れている場合は、資格無しとして取り扱いますのでご了承ください。

- (3) 有資格者の常時雇用を証明する書類

(例：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し等)

7 提出書類に関する注意事項

- (1) 申請書類は、A4に統一し、A4Sファイルに綴って提出してください。
- (2) ファイルの表紙及び背表紙にはタイトル「水道本管工事審査申請書」と社名を記入してください。
(分別・リサイクルのためテプラテープは使用せず印刷又は手書きでお願いします。)

8 その他

- (1) 令和7年度に水道本管工事に登録されていた業者には、1月中に有資格者一覧の参考となるデータを登録しているメールアドレスに送信しますので、確認のうえ申請をお願いします。

9 提出先・問い合わせ先

八戸圏域水道企業団 2階
管財出納課 管財契約グループ
〒039-1112 八戸市南白山台一丁目 11-1
TEL 0178-70-7082
FAX 0178-70-7038
Mail keiyaku@8sui.jp

令和 年 月 日

(あて先)八戸圏域水道企業団企業長

所在地
届出者 商号又は名称
代表者

印

水 道 本 管 工 事 施 工 能 力
審 査 申 請 書

水道本管工事に係る施工能力審査を申請します。
なお、この申請書の内容は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

施工能力審査項目

1	希望工事種別に「水道施設工事」を選択している。
2	八戸市・おいらせ町・六戸町・三戸郡の各町村に本店を有している。
3	水道施設工事の完工高を有している。(注5を参照)
4	必要な有資格者を常時雇用している。(注3を参照)
5	有資格者の資格取得状況 (注1～4を参照) 有資格者一覧表のとおり

注1 国家資格所持者については経営事項審査申請に提出した技術職員名簿に記載されていることを原則とします。変更があった場合には朱書きにて訂正するようにしてください。

注2 水道施設工事施工資格所持者については給水装置課へ資格取得を届けてあることを必須とします。申請内容に異動(転入・転出・取得・廃止等)があった場合は、給水装置課へ別に定められている様式により、速やかに異動届出書を提出してください。

注3 必要な有資格者(給水装置工事主任技術者・給水装置工事配管技能者・配水管技能者[耐震継手以上])をそれぞれ1名以上常時雇用していること。

注4 国家資格及び水道施設工事施工資格所持者の免許等の写し及び常時雇用を証明する書類として公的機関が発行する書類(例:雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)等)の写しを必ず提出してください。

注5 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の「水道施設」で完成工事高を有していること。

令和8年度水道本管工事施工能力審査申請書（有資格者一覧表）

会社名

〇〇水道設備工業

※記載方法 資格所有・・・1、所有無・・・空欄

No.	有資格者氏名	ふりがな	生年月日	国家資格				水道施設施工必要資格					仕切弁 操作技 術講習 会修了 者(企 業団)	漏水防 止基本 技術 コース (企業 団)	
				経審の技術者名簿に記載されていること				給水 装置 工事 主任 技術 者	給水装 置工事 配管技 能者(給 水財団)	配水管技能者(日水協)					
				土木施工 管理技士	法7条2号 (土木又は水 道施設に限る)					国家資格	一般継手	耐震継手			大口径
入力は 西暦/月/日	1級	2級	イ該当	ロ該当											
1	水道太郎	すいどうたろう	1955/12/1	1				1							
2	管財次郎	かんざいじろう	1960/11/30		1				1				1	1	
3	出納三郎	すいとうさぶろう	1970/10/10							1	1	1	1		
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															

記載例

受 領 書（水道本管工事用）

八戸圏域水道企業団 令和8年度 水道本管工事施工能力審査申請書を受領しました。
申請書を審査した結果、令和8年5月31日までに不受理等の連絡がない場合は、令和8年
6月1日より「水道本管工事」の等級を格付けします。格付けの結果については当企業
団ホームページで公表します。 <https://www.water-supply.hachinohe.aomori.jp>

認定の有効期間 令和8年6月1日から
令和9年5月31日まで （1年間）

様

上記へ名称又は商号を記入してください。

受付印

注意 郵送により申請する場合は、「返信用封筒（110円切手貼付）」を同封して
ください。